

○国土交通省告示第二百九号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

なお、起業地の一部について収用又は使用の手続が保留されるので、法第三十三条の規定に基づきその旨をあわせて告示する。

令和三年三月十九日

国土交通大臣 赤羽 一嘉

第1 起業者の名称 国土交通大臣

第2 事業の種類 一般国道497号新設工事（西九州自動車道「伊万里道路」・佐賀県伊万里市南波多町府招字長田地内から同市木須町字名切地内まで、同市二里町八谷搦字伊万里二本松地内及び同市東山代町日尾字銭亀地内から同市東山代町長浜字浜頭地内まで）及びこれに伴う市道付替工事

第3 起業地

- 1 収用の部分 佐賀県伊万里市南波多町府招字長田、字大坂、字小原、字葉山及び字古道、大坪町字高尾、字石原川内、字太鼓場、字平古場、字東犬川及び字永山、脇田町字長谷、字平野、字清水、字古瓶屋、字脇田山、字瓶屋、字壺本谷、字三本谷、字向エ田及び字長恩寺、木須町字藤ノ尾及び字名切、二里町八谷搦字伊万里二本松、東山代町日尾字銭亀並びに東山代町長浜字下り松、字長浜一、字祐蔵坊及び字浜頭地内
- 2 使用の部分 佐賀県伊万里市南波多町府招字長田及び字大坂、大坪町字高尾、字石原川内及び字平古場、脇田町字平野及び字長恩寺、木須町字藤ノ尾、二里町八谷搦字伊万里二本松並びに東山代町日尾字銭亀地内

第4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件を全て充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1 法第20条第1号の要件への適合性

「一般国道497号新設工事（西九州自動車道「伊万里道路」）及びこれに伴う市道付替工事」（以下「本件事業」という。）は、佐賀県伊万里市南波多町府招字長田地内の伊万里東府招インターチェンジから同市東山代町長浜字浜頭地内の伊万里西インターチェンジ（仮称）までの延長6.6kmの区間（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする一般国道新設工事及びこれに伴う市道付替工事であり、申請に係る事業は、本件事業のうち、上記の起業地に係る部分である。

本件事業のうち、「一般国道497号新設工事（西九州自動車道「伊万里道路」）」（以下「本体事業」という。）は、道路法（昭和27年法律第180号）第3条第2号に掲げる

一般国道に関する事業であり、法第3条第1号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当し、本体事業の施行により遮断される市道の従来の機能を維持するための付替工事（以下「関連事業」という。）は、道路法第3条第4号に掲げる市町村道に関する事業であり、法第3条第1号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

2 法第20条第2号の要件への適合性

本件事業は、道路法第12条の規定に基づき国土交通大臣が行うものであり、起業者である国土交通大臣は、既に本件事業を開始していることなどの理由から、本件事業を遂行する十分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

3 法第20条第3号の要件への適合性

(1) 得られる公共の利益

一般国道497号西九州自動車道（以下「本路線」という。）は、福岡県福岡市を起点とし、佐賀県武雄市に至る延長約150kmの自動車専用道路である。

本路線が通過する伊万里市は、工業団地が立地し工業品の生産が盛んなほか、伊万里梨等の農産物の生産が盛んな地域であり、工業品及び農産品は一般国道202号、一般国道204号等を利用して佐賀県内外へ出荷されている。

本件区間とおおむね並行する主要幹線道路としては、一般国道202号及び一般国道204号があるが、本件区間に対応する区間（以下「現道」という。）は、物流等に広く利用されるとともに、伊万里市の既成市街地を通過し、周辺に店舗、公共施設、住居等が存していることなどから、物流等による通過交通と地域住民による地域内交通とがふくそうし、交通混雑が発生している。

平成27年度全国道路・街路交通情勢調査によると、現道のうち一般国道202号の自動車交通量は伊万里市大坪町乙で19,043台／日であり、混雑度は1.26となっている。

また、現道のうち一般国道202号の区間は、地すべり防止区域や急傾斜地崩壊危険区域の指定箇所が存し、自然災害による通行止めが行われるなど、主要幹線道路としての機能を十分に発揮できていない状況にある。

本件事業の完成により、既に供用済み又は供用予定である本路線の他の区間と接続し、高速自動車国道九州縦貫自動車道鹿児島線及び高速自動車国道九州横断自動車道長崎大分線と連絡することで、佐賀県内外の各都市を結ぶ広域的な高速交通ネットワークが形成され、自動車交通の高速化及び定時性の確保による広域的な利便性が向上し、物流の効率化等に寄与するとともに、本件区間が現道の通過交通等を分担することから、現道のうち一般国道202号の区間における交通混雑の緩和が図られるほか、自然災害発生時などにおける現道等の機能を補完・代替することなど

から、安全かつ円滑な自動車交通の確保に寄与することが認められる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

(2) 失われる利益

本件事業が生活環境に与える影響については、都市計画手続において、都市計画決定権者である佐賀県知事が、佐賀県環境影響評価条例（平成11年条例第25号）に基づき、平成18年12月に大気質、騒音、振動等について環境影響評価を実施しており、その結果によると、いずれの項目においても環境基準等を満足するとされている。また、計画交通量の見直し及び上記の評価以降に新たに得られた知見を踏まえ、起業者が令和2年5月に、環境影響評価法（平成9年法律第81号）等に準じて任意で上記の評価の照査を実施したところ、いずれの項目においても環境基準等を満足するとされている。

また、上記の評価等によると、本件区間内及びその周辺の土地において、動物については、文化財保護法（昭和25年法律第214号）における天然記念物であるオオヒシクイ等、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）における国内希少野生動植物種であるチュウヒ等、国際希少野生動植物種であるマナヅル等、環境省レッドリストに絶滅危惧Ⅰ類として掲載されているシマヘナタリガイ、絶滅危惧ⅠB類として掲載されているニホンウナギ等、絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているサシバ、ミナミメダカ等、準絶滅危惧として掲載されているナガミズムシ等その他これらの分類に該当しない学術上又は希少性等の観点から重要な種が、植物については、環境省レッドリストに絶滅危惧ⅠB類として掲載されているムカゴサイシン等、絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているスズメハコベ等、準絶滅危惧として掲載されているカワヂシャ等その他これらの分類に該当しない学術上又は希少性等の観点から重要な種がそれぞれ確認されている。本件事業がこれらの動植物に及ぼす影響の程度は、周辺に同様の生息又は生育環境が広く残されることなどから影響がない若しくは極めて小さい、又は保全措置の実施により影響が回避若しくは低減されると予測されている。主な保全措置として、マナヅルについては、建設機械の稼働に伴い発生する騒音により生息環境の質的变化による影響が考えられることから、低騒音型建設機械の使用を、サシバについては、建設機械の稼働に伴い発生する騒音により繁殖活動等への影響が生じると予測されることから、繁殖期を避けた施工等を、ミナミメダカについては、主要な生息地が改変されることから、水路の切り回しを、ナガミズムシについては、夜間照明により生殖障害が起きる可能性等があることから、照明の工夫を、ムカゴサイシン等については、主要な生育地が改変されることから、移植等を実施することとしている。加えて、起業者は、今後工事による改変箇所及びその周辺の土地でこれらの種が確認された場合は、必要に応じて専門家の指導助言を受け、必要な保全措置を講ずることとしている。

また、本件区間内の土地には、文化財保護法による周知の埋蔵文化財包蔵地が5

か所存在するが、このうち1か所については既に発掘調査が完了しており、適切な措置が講じられている。起業者は、今後、残る4か所についても佐賀県教育委員会と協議の上、必要に応じて発掘調査等を行い、記録保存を含む適切な措置を講ずることとしている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

(3) 事業計画の合理性

本体事業は、道路構造令（昭和45年政令第320号）による第1種第3級の規格に基づく4車線の自動車専用道路を新たに建設する事業であり、その事業計画は同令等に定める規格に適合していると認められる。

また、本体事業の事業計画は、平成18年12月25日に都市計画決定された都市計画と、のり面等を除き基本的内容について整合しているものである。

さらに、関連事業の事業計画についても、施設の位置、構造形式等を総合的に勘案すると適切なものと認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の事業計画に基づき施行することにより得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業の事業計画は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

4 法第20条第4号の要件への適合性

(1) 事業を早期に施行する必要性

3(1)で述べたように、佐賀県内外の各都市を結ぶ広域的な高速交通ネットワークを形成することにより物流の効率化等を図るとともに、現道のうち一般国道202号の区間は交通混雑が発生しており、その緩和を図る必要があることなどから、本件事業を早期に施行する必要があると認められる。

また、本路線沿線の自治体の長等からなる西九州自動車道建設推進協議会等より、高速走行の定時性の確保の観点などから、本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

したがって、本件事業を早期に施行する公益上の必要性は高いものと認められる。

(2) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、

それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

5 結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件を全て充足すると判断される。

第5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所 佐賀県伊万里市役所

第6 収用又は使用の手続が保留される起業地

佐賀県伊万里市二里町八谷搦字伊万里二本松、東山代町日尾字銭亀並びに東山代町長浜字下り松、字長浜一、字祐蔵坊及び字浜頭地内